

令和8年度

橋本市予算

和歌山県橋本市

―――――― 目 次 ―――――

1. 一般会計予算	3
2. 国民健康保険特別会計予算	11
3. 駐車場事業特別会計予算	15
4. 墓園事業特別会計予算	19
5. 介護保険特別会計予算	23
6. 後期高齢者医療特別会計予算	27
7. 工業団地造成事業特別会計予算	31
8. 水道事業会計予算	35
9. 下水道事業会計予算	38
10. 病院事業会計予算	41

一般会計予算

令和 8 年度 橋本市一般会計予算

令和 8 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,612,588 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した一般職の報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木哲朗

第一表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市 税		7,232,032
	1 市 民 税	3,091,216
	2 固 定 資 産 税	3,111,447
	3 軽 自 動 車 税	240,056
	4 市 た ば こ 税	381,735
	5 入 湯 税	1,209
	6 都 市 計 画 税	406,369
2 地 方 譲 与 税		250,502
	1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	46,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	170,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	34,502
3 利 子 割 交 付 金		16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000
4 配 当 割 交 付 金		115,000
	1 配 当 割 交 付 金	115,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		116,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	116,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		75,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	75,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,570,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,570,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		21,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		5,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	5,000
10 地 方 特 例 交 付 金		92,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	92,000
11 地 方 交 付 税		8,760,000
	1 地 方 交 付 税	8,760,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		135,168
	1 分 担 金	3,837

(単位：千円)

款	項	金額
	2 負 担 金	131, 331
14 使 用 料 及 び 手 数 料		392, 787
	1 使 用 料	283, 643
	2 手 数 料	109, 144
15 国 庫 支 出 金		4, 817, 607
	1 国 庫 負 担 金	2, 912, 847
	2 国 庫 補 助 金	1, 872, 301
	3 委 託 金	32, 459
16 県 支 出 金		2, 592, 851
	1 県 負 担 金	1, 474, 555
	2 県 補 助 金	905, 002
	3 委 託 金	213, 294
17 財 産 収 入		18, 755
	1 財 産 運 用 収 入	18, 499
	2 財 産 売 払 収 入	256
18 寄 附 金		574, 932
	1 寄 附 金	574, 932
19 繰 入 金		3, 094, 734
	1 特 別 会 計 繰 入 金	27, 807
	2 基 金 繰 入 金	3, 066, 927
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		288, 419
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	10, 430
	2 市 預 金 利 子	12
	3 貸 付 金 元 利 収 入	7, 016
	4 受 託 事 業 収 入	61, 540
	5 雜 入	209, 421
22 市 債		1, 441, 800
	1 市 債	1, 441, 800
歳 入 合	計	31, 612, 588

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		240,428
	1 議 会 費	240,428
2 総 務 費		3,627,647
	1 総 務 管 理 費	3,053,744
	2 人 権 対 策 費	19,160
	3 徴 税 費	310,506
	4 戸 稽 住 民 基 本 台 帳 費	147,613
	5 選 挙 費	54,682
	6 統 計 調 査 費	14,304
	7 監 査 委 員 費	27,638
3 民 生 費		13,019,599
	1 社 会 福 祉 費	6,972,906
	2 児 童 福 祉 費	5,356,327
	3 生 活 保 護 費	690,364
	4 災 害 救 助 費	2
4 衛 生 費		3,273,433
	1 保 健 衛 生 費	822,553
	2 清 掃 費	1,258,728
	3 上 水 道 整 備 費	88,421
	4 病 院 費	1,103,731
5 勞 働 費		318
	1 勞 働 諸 費	318
6 農 林 水 産 業 費		1,078,694
	1 農 業 費	992,710
	2 林 業 費	85,984
7 商 工 費		920,480
	1 商 工 費	920,480
8 土 木 費		2,347,785
	1 土 木 管 理 費	27,011
	2 道 路 橋 梁 費	865,552
	3 河 川 費	16,260
	4 都 市 計 画 費	1,056,362
	5 住 宅 費	382,600

(単位：千円)

款	項	金額
9 消防費		1,299,454
	1 消防費	1,299,454
10 教育費		2,839,572
	1 教育総務費	660,884
	2 小学校費	280,731
	3 中学校費	158,415
	4 幼稚園費	29,396
	5 社会教育費	903,480
	6 保健体育費	806,666
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		2,944,829
	1 公債費	2,944,829
13 諸支出金		346
	1 土地開発基金費	346
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		31,612,588

第2表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
4tダンプ購入	令和 8年度から令和 9年度まで	11,896
コンボ購入	令和 8年度から令和 9年度まで	22,550
コンビニ収納手数料	令和 8年度から令和 9年度まで	4,488
ポスター掲示場撤去委託	令和 8年度から令和 9年度まで	4,013
期日前投票運営支援委託	令和 8年度から令和 9年度まで	3,130
選挙公報印刷	令和 8年度から令和 9年度まで	538
投票所入場券封入・封緘等委託	令和 8年度から令和 9年度まで	3,483
総合計画策定支援委託	令和 8年度から令和 9年度まで	15,015
立地適正化計画策定委託	令和 8年度から令和 9年度まで	15,532
窓口業務等アウトソーシング事業	令和 8年度から令和11年度まで	395,065
自治体クラウドサービス利用	令和 8年度から令和12年度まで	430,476
コンビニ交付サービスクラウド利用	令和 8年度から令和13年度まで	22,572
基幹系端末リース	令和 8年度から令和13年度まで	14,264
人事給与システム更改事業	令和 8年度から令和13年度まで	24,070
財務会計システム更改事業	令和 9年度から令和13年度まで	48,708
すみだこども園指定管理委託	令和 9年度から令和18年度まで	2,767,698

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	千円 111,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条 件による。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮もし くは繰上償還又 は低利に借換え ることができる。
公 営 住 宅 建 設 事 業	69,500			
学校教育施設等整備事業	3,900			
社会福祉施設整備事業	66,400			
一般廃棄物処理事業	12,800			
一般補助施設整備等事業	121,600			
地 域 活 性 化 事 業	36,900			
緊急防災・減災事業	222,900			
公共施設等適正管理推進事業	571,100			
脱炭素化推進事業	77,400			
デジタル活用推進事業	27,600			
市町村振興資金貸付	53,300			
上水道整備事業	66,700			
計	1,441,800			

國民健康保險特別會計予算

令和 8 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,714,974 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木哲朗

第一表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,339,951
	1 国民健康保険税	1,339,951
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		8,888
	1 国庫補助金	8,888
4 県支出金		4,823,513
	1 県負担金補助金	4,823,512
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		521,550
	1 一般会計繰入金	521,550
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		21,020
	1 延滞金加算金及び過料	13,838
	2 雜入	7,182
歳入合計		6,714,974

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		90,461
	1 総務管理費	81,804
	2 徴税費	8,484
	3 運営協議会費	173
2 保険給付費		4,727,756
	1 療養諸費	4,109,803
	2 高額療養費	596,013
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	17,500
	5 葬祭諸費	3,390
	6 高額介護合算療養費	1,000
	7 傷病手当金	0
3 国民健康保険事業費納付金		1,787,707
	1 医療給付費分	1,247,054
	2 後期高齢者支援金等分	382,488
	3 介護納付金分	119,014
	4 子ども・子育て支援金納付金分	39,151
4 保健事業費		94,273
	1 特定健康診査等事業費	70,756
	2 保健事業費	23,517
5 基本金積立金		73
	1 基本金積立金	73
6 諸支出金		4,704
	1 償還金及び還付加算金	4,702
	2 繰出金	2
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		6,714,974

駐車場事業特別会計予算

令和 8 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

令和 8 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,442 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木哲朗

第一表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,440
	1 使用料	2,440
2 財産取入		1
	1 財産運用取入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,442

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 駐 車 場 費		2,442
	1 駐 車 場 費	2,442
歳 出 合 計		2,442

墓園事業特別会計予算

令和 8 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

令和 8 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,372 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木哲朗

第一表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		6,273
	1 使用料	6,271
	2 手数料	2
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		16,097
	1 基本金繰入金	16,097
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		22,372

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 墓 園 事 業 費		21,372
	1 墓 園 事 業 費	21,372
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合	計	22,372

介護保険特別会計予算

令和 8 年度 橋本市介護保険特別会計予算

令和 8 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,758,371 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木哲朗

第一表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 保険料		1,278,991
	1 介護保険料	1,278,991
2 使用料及び手数料		3,457
	1 使用料	3,456
	2 手数料	1
3 国庫支出金		1,463,333
	1 国庫負担金	1,101,628
	2 国庫補助金	361,705
4 支払基金交付金		1,744,183
	1 支払基金交付金	1,744,183
5 県支出金		945,908
	1 県負担金	905,107
	2 県補助金	40,801
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		1,322,489
	1 一般会計繰入金	1,116,656
	2 基金繰入金	205,833
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		8
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雜入	6
歳入合計		6,758,371

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		235,179
	1 総務管理費	88,239
	2 徴 収 費	3,909
	3 介護認定審査会費	143,031
2 保険給付費		6,175,221
	1 介護サービス等諸費	5,560,500
	2 介護予防サービス等諸費	257,840
	3 その他の諸費	6,151
	4 高額介護サービス等費	158,840
	5 高額医療合算介護サービス等費	29,690
	6 特定入所者介護サービス等費	162,200
3 地域支援事業費		312,335
	1 包括的支援事業・任意事業費	190
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	235,301
	3 一般介護予防事業費	44,019
	4 包括的支援事業・任意事業費	32,825
4 基本金積立金		1
	1 基本金積立金	1
5 諸支出金		25,635
	1 償還金及び還付加算金	2,603
	2 繰出金	23,032
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		6,758,371

後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,273,277 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木哲朗

第一表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 保険料		1,009,853
	1 後期高齢者医療保険料	1,009,853
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		6,996
	1 国庫補助金	6,996
4 繰入金		1,255,083
	1 一般会計繰入金	1,255,083
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,342
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,070
	3 雜入	270
歳入合計		2,273,277

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		48,455
	1 総務管理費	47,640
	2 徴 収 費	815
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,222,213
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,222,213
3 諸支出金		1,071
	1 諸支出金	1,070
	2 繼 出 金	1
4 保健事業費		538
	1 保健事業費	538
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,273,277

工業団地造成事業特別会計予算

令和 8 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計予算

令和 8 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 126,661 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入
歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木哲朗

第一表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		962
	1 国庫補助金	962
2 財産収入		1
	1 財産売扱収入	1
3 繰入金		125,696
	1 基金繰入金	125,696
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雜入	1
歳入合計		126,661

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 工業団地造成事業費		110,288
	1 工業団地造成事業費	110,288
2 公 債 費		16,373
	1 公 債 費	16,373
歳 出 合	計	126,661

水道事業会計予算

令和8年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	27,199 戸
(2) 総 給 水 量	7,653,173 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	20,968 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事	63,000 千円
(ロ) 上 水 道 拡 張 工 事	1,413,454 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	1,830,566 千円
第1項 営 業 収 益	1,434,399 千円
第2項 営 業 外 収 益	396,164 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	1,932,434 千円
第1項 営 業 費 用	1,864,762 千円
第2項 営 業 外 費 用	61,825 千円
第3項 特 別 損 失	847 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,202,160千円は、当年度分損益勘定留保資金等749,050千円、建設改良積立金453,110千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	532,486 千円
第1項 国 庫 支 出 金	42,600 千円
第2項 負 担 金	1 千円
第3項 繰 入 金	8,162 千円
第4項 出 資 金	67,320 千円
第5項 補 償 金	40,000 千円
第6項 受 託 金	1 千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代 金	2 千円
第8項 企 業 債	374,400 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,734,646 千円
第1項 建設改良費	71,255 千円
第2項 拡張費	1,456,454 千円
第3項 企業償還金	204,330 千円
第4項 国庫補助金返還金	1,607 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為のすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業ビジョン更新委託	令和8年度から 令和9年度まで	15,873千円
コンビニ等収納委託業務	令和8年度から 令和10年度まで	7,700千円
紀見ヶ丘配水池耐震補強及び紀 見ヶ丘配水池外機械電気設備更新 工事	令和8年度から 令和9年度まで	217,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
拡張費	374,400千円	証書借入	5% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業償還金、第4項国庫補助金返還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 173,714 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、86,574千円と定める。

令和8年2月16日 提出

橋本市長 平木哲朗

下 水 道 事 業 会 計 予 算

令和8年度 橋本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	11,992戸
(2) 年間排水量	3,797,585 m ³
(3) 一日平均排水量	10,404 m ³
(4) 主な建設改良事業	
(イ) 汚水管渠整備事業	271,213千円
(ロ) 雨水管渠整備事業	0千円
(ハ) 流域下水道整備事業	195,363千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,917,136千円
第1項 営業収益	745,672千円
第2項 営業外収益	1,171,458千円
第3項 特別利益	6千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,904,308千円
第1項 営業費用	1,747,720千円
第2項 営業外費用	150,683千円
第3項 特別損失	405千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額441,637千円は過年度分損益勘定留保資金396,667千円及び当年度分損益勘定留保資金44,970千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	1,010,188千円
第1項 国庫支出金	126,697千円
第2項 分担金	2千円
第3項 負担金	14,394千円
第4項 他会計補助金	264千円
第5項 他会計出資金	176,128千円
第6項 固定資産売却代金	2千円
第7項 企業債	692,700千円
第8項 基本金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,451,825千円
第1項 建設改良費	527,459千円
第2項 企業債償還金	920,968千円
第3項 基金積立金	1,898千円
第4項 予備費	1,500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
排水設備工事に係る利子補給	令和8年度～令和12年度	当該利子補給対象融資額に対する3%相当額利息
下水道事業経営戦略改定業務	令和8年度～令和9年度	14,773千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	692,700千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 86,255 千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、514,065千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,927千円である。

令和8年2月16日 提出

橋本市長 平木哲朗

病院事業会計予算

令和8年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病	床	数	300	床
(2) 年 間 患 者 数				
入	院		85,775	人
外	来		125,320	人
(3) 1 日 平 均 患 者 数				
入	院		235.0	人
外	来		520.0	人
(4) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業		事業費	70,000	千円
(ロ) 建物付属設備整備事業		事業費	39,600	千円

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業		
(イ) 月間利用者数		107.0 人
(ロ) 月間利用回数		667 回
(2) 居宅介護支援事業		
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数		36.7 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	8,758,521 千円
第1項 医業収益	7,732,446 千円
第2項 医業外収益	831,894 千円
第3項 訪問看護収益	77,359 千円
第4項 特別利益	116,822 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	8,628,876 千円
第1項 医業費用	8,382,918 千円
第2項 医業外費用	150,523 千円
第3項 訪問看護費用	90,106 千円
第4項 特別損失	4,329 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額569,201千円は、過年度分損益勘定留保資金569,201千円で補てんするものとする。）

収 入	
第1款 資本的収入	458,309 千円
第1項 他会計負担金	348,259 千円
第2項 企業債	109,600 千円
第3項 投資	450 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,027,510 千円
第1項 建設改良費	109,930 千円
第2項 投資	7,155 千円
第3項 企業債償還金	910,425 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
ロボット支援手術システム賃借料	令和9年度から令和11年度まで	136,844千円
物流管理業務委託	令和9年度から令和12年度まで	147,840千円
医事関係業務委託	令和9年度から令和12年度まで	918,720千円
ポジショニングピロー賃借料	令和9年度から令和13年度まで	1,604千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	109,600千円	証書借入

利 率	償還の方法
5%以内	借入先の融通条件による

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。

(2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	4,643,421	千円
(2) 交 際 費	2,030	千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は173,931千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、825,615千円と定める。

令和8年2月16日 提出

橋本市長 平木 哲朗